

# 明石市高齢者インフルエンザ予防接種 確認書類添付台紙

【医療機関の方へ】本書はコピーまたは市ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

## の り し ろ

### ① 満60歳以上満65歳未満の対象者の証明書類

満60歳以上満65歳未満の心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方は、身体障害者手帳(写し)又は医師の診断書のいずれかをのりづけしてください。

※当該疾病単独で身体障害者手帳1級相当の方が対象となります。

身体障害者手帳の写しを添付する場合は、対象者・等級・疾病名が分かる面をコピーしてください。

※対象となる疾病は裏面をご確認ください。

### ② 自己負担免除対象者の証明書類

市民税非課税世帯や生活保護世帯等に該当する方は、各市町が指定する自己負担免除の証明書類を貼り付けてください。

明石市民については、令和5年度に限り自己負担免除対象者の証明書類は不要です。

## 60歳以上65歳未満のインフルエンザ予防接種について

心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は、次のいずれかに該当するものとする。

### 1 心臓機能障害(身体障害者障害程度1級に該当)

次のいずれかに該当するもの

- (1) 次のいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返シアダムスストークス発作が起こるもの。
  - ① 胸部エックス線写真所見で心胸比0.60以上のもの
  - ② 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
  - ③ 心電図で脚ブロック所見があるもの
  - ④ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
  - ⑤ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
  - ⑥ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
  - ⑦ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
  - ⑧ 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただしV1を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (2) 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。

### 2 じん臓機能障害(身体障害者障害程度1級に該当)

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10mL/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.00mg/dL以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

### 3 呼吸器機能障害(身体障害者障害程度1級に該当)

予測肺活量一秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量一秒率の測定ができないもの、予測肺活量一秒率が20以下のもの又は動脈血O<sub>2</sub>分圧が50Torr以下のもの。予測肺活量一秒率とは、一秒量(最大吸気位から最大努力呼出の最初の一秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長を組み合わせて正常ならば当然であると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

### 4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(身体障害者障害程度1級に該当)

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/μL以下で、次の項目(①~⑫)のうち6項目以上が認められるもの。
  - ① 白血球数について3,000/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - ② Hb量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - ③ 血小板数について10万/μL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - ④ ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/mL以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
  - ⑤ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
  - ⑥ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
  - ⑦ 月に7日以上の上の不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く
  - ⑧ 1日に3回以上の泥状ないし、水様下痢が月の7日以上ある
  - ⑨ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
  - ⑩ 口腔内カンジダ症(頻回に繰返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属種等の日和見感染症の既往がある
  - ⑪ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
  - ⑫ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの